

公述申込書

- ① 事案番号 (平27第5005号)
- ② 事案の種類 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定事案
- ③ 指定する地域 (神戸市域交通圏)
- ④ 公述人氏名 北坂 隆生 (きたさか たかお) 64歳
- ⑤ 住 所 兵庫県神戸市東灘区本山南町6丁目7-20
神戸相互タクシー労働組合 (内) Tel.078-441-4380
- ⑥ 職 業 全国自動車交通労働組合連合会 兵庫地方連合会 執行委員長
- ⑦ 事案に対する賛否 特定地域指定に賛成

特定地域指定の賛成について、平成27年4月20日(月)に開催されました第2回神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会に於いて、議決権を有する構成員全員が特定地域指定について賛成・合意がされ、また、協議会でも十分な議論がなされたはずですが、そのような状況に於いても今回、公聴会の要望が出されて開催されるとの事ですので、改めて、特定地域指定としの必要性を主張させて頂きたいと思います。

1. 2002年タクシー規制緩和政策が導入され、それまで運輸行政によつて需給調整、運賃についても産業の秩序が保たれるように法整備がされていたので大きな問題は起こっていなかつたと思います。

その後、タクシー規制緩和策が進むにつれ新規参入による増車、既存事業者による増車などタクシー車両の大幅な増加によって、1車あたりの営収が大きく落ち込み、加えて経済不況の影響によって更に営収が低下する結果となりました。

ハイタク労働者の賃金は基本的に成果配分・歩合制であり、営収額が大幅に低下する事は賃金の低下に直結しており、その結果、運転者の年収は200万円台にまで下がつてしましました。その為、ハイタク労働者は生活を維持していく上で、これまでに無い過酷な労働を余儀なくされており、その結果、もっとも重要な利用者の安全が保たれない状況も表れだしました。



2. 産業の混乱・疲弊は事業者にとっても経営環境を著しく悪化させています。事業者も生き残りを図るために、低運賃戦略や大幅な割引制度を用いて利用者を呼び込む手法を取る事業者も表れ、その穴埋めに労働者側に対して長時間労働を押しつけたり、劣悪な賃金条件や、時間外労働賃金・地域最低賃金の未払い問題なども多くなり、また、正常な休日も取らせなかつたりする、脱法行為を恒久的に行っている事業者も少なくない状況に陥っています。

その結果が、タクシーによる加害事故・死亡事故の増加、利用者への接遇不良など、多くの問題が噴出する事態となり、平成21年10月タクシー適正化・活性化特別措置法が施行される事となりました。

同法案によって、特定地域ごとに協議会が設置され、タクシー利用への安全性やサービス水準の向上策、労働環境の改善を図り公共輸送機関としての役割を果たすための、いわゆる適正化・活性化への議論が進められました。運賃問題、供給過剰解消への減車策が取り組まれ、一定の成果が表れたものの、あくまでも自主的な取り組みに止まり、積極的に取り組む多くの事業者と全く取り組まない、一部事業者との間に大きな不公平が生じる事となりました。

3. 一部の事業者は、あくまでも自社都合だけの主張を繰り返し、公共輸送機関の一員としての自覚はなく、利益追求の手法をもって営業展開を進めている実態であります。

この間も、兵庫の事業者団体は公共輸送機関としての、利用の安全性やサービス水準向上への積極的な取り組みを多く進めるに同時に、ドア・ツー・ドアによる新たなニーズに応えられる取り組みも進めております。

また、運転者にとっても、過労防止や労働環境の改善を法規定することによって、公共交通労働者としての誇りと、自覚が持てるような環境にする為に、発展的な議論を特定地域協議会の中で協議を進めていく事が、喫緊の課題として大変重要であるとの主張がされています。

4. 私たちハイタク労働者は、一部事業者が主張している特定地域指定によ

って、強制減車が進められれば運転者への解雇問題に発展すると主張していますが、実際は運転者不足によって極端に稼働率が低下しており、事業者は運転者確保に血道を上げ嘆いているのが実態です。

労働者側は、特定地域協議会に於いて適正化・活性化議論が進められ、また、地域適正車両数への減車策が推進されれば、一車あたりの営収が向上し劣悪な労働環境の、改善へ繋がる期待が持てる状況になるので、早急に特定地域指定として頂きたいと主張致します。